

## 指 定 の 申 請

1. 指定工事店の指定要件：次の各号に適合していること
  - 1) 富山県下水道協会に登録した責任技術者が1名以上専属していること
  - 2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること
  - 3) 富山県内に営業所があること
  - 4) 次の各号にいずれも該当しないこと
    - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - イ 指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない者
    - ウ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
    - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
    - オ 法人にあっては、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
2. 提出書類
  - 1) 下水道排水設備指定工事店指定申請書：1部
  - 2) 添付書類：各1部
    - ア 専属責任技術者名簿
      - ・ 責任技術者証の写し
      - ・ 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ
        - ① 組合健康保険、政府管掌保険被保険者証（国民健康保険証は除く）の写し
        - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
        - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
    - イ 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
    - ウ 営業所の平面図及び付近見取図
    - エ 営業所の全景、内部が確認できる写真及び器材重機等の写真
    - オ 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
    - カ 1.の4)項のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（誓約書）
3. 指定の有効期限：5年以内（始期：毎年10月1日）
4. 新規登録手数料：20,000円  
排水設備工事施工指針：2,000円
5. 受付：随時、毎月末締め
6. 申請書の提出及び問い合わせ先：上下水道局給排水サービス課  
下水道排水サービス係（TEL 076-432-8708）